# 不正請託及び金品授受の禁止に関する法律(いわゆる「キム・ヨンラン法」)の主要内容及び留意事項

## 1. 立法の経過

これまで世間の関心を集めていた「不正請託及び金品等授受の禁止に関する法律」(いわゆるキム・ヨンラン法、以下、「不正請託禁止法」)が、様々な議論を経た後2015年3月3日に国会を通過しました。この法律 は、2012年8月に国民権益委員長の金英蘭(キム・ヨンラン)の主導で職務関連性のない公務員の金品授受や、単 なる請託行為を処罰することができなかった既存の刑事法の空白を埋めるという趣旨で立法予告案が提出された後、それについての賛否両論が巻き起こり別途の議員立法案等が提出される等、長期間にわたり論難の対象となってきましたが、今回国会本会議を通過して公布を控えている段階であり、公布後1年6ヶ月が経った時点から施 行される予定です。

以下では、不正請託禁止法の主要内容について紹介し、予想事例を通じてこの法律施行を前後にして異なってくる点に関して比較した後、国民や企業の観点から注意すべき点を説明させていただきます。

## 2. 主要内容

### • 金品授受禁止の規定(第8条)

#### 1) 公職者等に対する制裁規定

公職者等が同一人物から1回100万ウォン又は毎会計年度に300万ウォンを超える金品等を受けるか、要求したり約束をしたりする場合には、職務関連の有無及び名目の如何にかかわらず、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処されます(第8条第1項、第22条第1項第1号)。[1]

1. 但し、上記のような金品を受けるか、提供の約束又は意思表示を受けた後、遅滞なく所属機関長、監督機関、監査院、捜査機関若しくは権益委員会に書面をもって申し出るか、提供者に対して遅滞なく返還するか、拒否の意思を明らかにした場合には、刑事処罰を受けることはありません(第22条第1項第1号但書)。

公職者等が上記で定められた金額以下の金品等(即ち、同一人物から1回100万ウォン以下で、毎会計年度合算額も300万ウォン以下の金品等)を受けるか、要求したり約束したりする場合には、職務関連性がある場合に限って対価性の有無を問わず、関連金品等の額の2倍以上5倍以下に相当する金額の過料が科されます(第8条第2項、第23条第5項第1号)。[2]

受範の対象である「公職者等」には、伝統的意味の公務員の他に公職者倫理法による公職関連団体や公共機関の運営に関する法律による機関の長と役職員、私立学校を含む各級学校の長や教職員及び学校法人の役職員、言論仲裁及び被害救済等に関する法律による報道機関の代表者とその役職員が含まれます(第2条第2号)。

「金品等」とは、金銭等の一切の財産的利益、飲食物、酒類、ゴルフ等の接待、交通等の便宜の提供、債務弁済、就業の提供、利権の付与、及びその他の有形・無形の経済的利益等、非常に広範囲であるといえます(第2条第3号)。

公職者等の配偶者が公職者等の職務に係わって上記のように禁止される金品等を受けたり、要求したり、又は提供を受けることを約束した場合には、公職者は、その事実を知った後、遅滞なく所属機関長、監督機関、監査院、捜査機関、あるいは権益委員会に書面をもって届け出るか、又は提供者に遅滞なく返還するか、又は拒否の意思を明らかにしなければなりません。このような届出をしない場合には、公職者等に刑事処罰や過料が科されます(第22条第1項第2号、第23条第5項第2号)。[3][4]

但し、円滑な職務遂行又は社交、依頼又は扶助の目的として提供される慶弔事費等として大統領令で定める範囲内の金品、贈与を除いた私的な取引による債務履行等、正当な権原によって提供される金品、職務に係わる公式行事において、主催者が参席者に対し、通常的な範囲で一律的に提供する交通、宿泊、飲食物等の金品、不特定多数の者に配布するための記念品又は広報用品等や競演、抽選を通じて受ける褒賞又は商品、その他の法令、基準や社会常規において許容される金品等、一定の場合の金品授受については禁止されていません(第8条第3項)。

## 2) 金品提供者に対する制裁規定

公職者等又は公職者等の配偶者に1回100万ウォン又は毎会計年度に300万ウォンを超える金品等を提供す

---

2. 但し、上記のような金品を受けるか、提供の約束又は意思表示を受けた後、遅滞なく所属機関長、監督機関、監査院、捜査機関若しくは権益委員会に書面をもって申し出るか、提供者に遅滞なく返還するか、拒否の意思を明らかにした場合には、過料を受けることはありません(第23条第5項第1号但書)。

3. 但し、公職者等が金品を遅滞なく返還することにしたり、拒否の意思を明らかにすることにしたり、公職者等の配偶者が金品を遅滞なく返還するか、拒否の意思を明らかにした場合には、制裁は受けません。

4. この場合には、既存の賄賂関連法律によっても、下記のように刑事処罰ができる場合があります。公務員が直接金品を受けとらず、本人の配偶者に金品を支給するようにした場合、公務員の配偶者が金品を受けとることが社会通念上、公務員が直接受けとったものと同一視することができる場合には、公務員に対し収賄罪が成立し(大法院2004年3月26日宣告2003do8077判決)、公務員の配偶者がこのような事情をよく知った上で積極的に関与した場合には、公務員の配偶者が収賄罪の共犯として処罰されることがあります。もし、公務員の配偶者が公務員が扱う事務に関し、請託又は斡旋する名目で独自に金品を受け取ったならば、公務員の配偶者が弁護士法第111条違反で刑事処罰を受けることになります。

るか、又は提供の約束又は提供の意思表示をした者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処されます(第22条第1項第3号)。

公職者等又は公職者等の配偶者に上記で定められた金額以下の金品等(即ち、同一人物から1回100万ウォン以下で会計年度合算額も300万ウォン以下の金品等)を提供するか、又は提供の約束をしたり提供の意思表示をしたりした者は、関連金品等の額の2倍以上5倍以下に相当する金額の過料が科されます(不正請託禁止法第23条第5項第3号)。

一方、法人又は団体の代表者や法人団体又は個人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人、団体、又は個人の業務に関して上記の不正請託禁止法第22条第1項第3号や、第23条第5項第3号に違反した場合、当該法人や団体、個人がその違反行為を防止するために相当な注意を傾け監督を行ったことが認められなければ、当該法人や団体、個人も両罰規定によって当該条文の罰金又は過料が科されます(第24条)。

## • 不正請託禁止の規定(第5条)

何人も直接あるいは第三者を通じて職務を遂行する「公職者等」に対し「不正請託」をしてはなりません(第5条第1項)。

「不正請託」とは、公職者等が関連法令に違反するか、又は法令によって付与された権限を逸脱して業務を処理してもらうよう要請する内容の請託であり、不正請託禁止法第5条第1項にて具体的に挙げる15種類の行為をいいます。[5]

上記の規定に違反した不正請託が発生した場合、当事者本人が公職者等に直接不正請託をした場合に当事者本人を処罰する規定はありません。しかし、当事者本人が第三者を通じて公職者等に不正請託をした場合には、当事者本人に1千万ウォン以下の過料を科します(第23条第3項)。[6] そして、第三者が当事者本人のために公職者等に不正請託をした場合には、第三者に2千万ウォン以下の過料が科されます(第23条第2項)。[7]

一方、法人又は団体の代表者や法人団体又は個人の代理人、使用人、その他の従業員がその法人、団体、又

---

5. 但し、請願法、請願事務処理に関する法律等法令で定める手続と方法に基づいて権利侵害の救済や解決を要求したり、公然と公職者等に特定の行為を要求したり、選出職公職者・政党・市民団体等が、第3者の請願を伝えたり、法令・政策の提案をしたり、その他の社会常規に反しない場合等、一定の範囲の要求行為については禁止されてはいません(第5条第2項)。

6. 従来は、当事者本人が第三者を通じて公務員に請託をしようとする場合、第三者が「公務員に公務員の事務に関して請託するという名目で金品等を受けとった場合」、弁護士法第111条違反で第三者を処罰したものの、金品を提供した当事者本人を刑事処罰する規定は存在しませんでした。

7. 当事者本人のために公職者等に不正請託をした第3者が公職者等である場合には、その第三者に3千万ウォン以下の過料を(第23条第1項第1号)、上記のような不正請託をした第三者が公職者等ではない場合には、その第三者に対し2千万ウォン以下の過料を科します(第23条第2項)。

第三者のために公職者等に不正請託をした者が、そのような請託代価で金品を授受したり、金品を要求・約束した場合には、既存の関連法律である刑法第132条の斡旋収賄罪、特定犯罪加重処罰等に関する法律(以下、「特加法」)第3条の斡旋収賄、弁護士法第111条違反罪等で刑事処罰される余地があります。そして第三者のために公職者等に不正請託をした者がこのような刑事罰規定により刑事処罰を受けた場合には、不正請託禁止法による過料を再び科することはありません(第23条)。

は個人の業務に関して上記の不正請託禁止法第23条第2項や、第3項に違反した場合、当該法人や団体、個人がその違反行為を防止するために相当な注意を傾け監督を行ったことが認められなければ、当該法人や団体、個人も両罰規定によって当該条文の過料が科されます(第24条)。

## 3. 予想事例

不正請託禁止法の適用に関連し下記のような事例を想定することができます。

### <事例 1>

区役所で建築物の許認可を担当する公務員の甲は、普段親しい学校の先輩である建築士の乙からゴルフラウンディングと食事提供等で1年間合計金額が300万ウォンを超える金品等を受けとった。建築士の乙は、甲が勤めている区役所内で建築業務をした事がなく、今後もそのような計画がなく、実際に建築物許認可に関し何かしらの便宜を受けたい等の要請もしなかった。この場合、甲や乙を処罰することができるのか。

従来の大法院判例によれば、上記のような金品提供は、甲の職務に関連がない、または対価関係が認められないため、賄賂罪として処罰することができない可能性が高いです。しかし、不正請託禁止法によれば、同一人物から1回100万ウォン又は毎会計年度に300万ウォンを超える金品等を受けとった場合には、職務関連の有無及び名目の如何にかかわらず、刑事処罰することになっており、上記のような金品等の授受が社会常規上許容される等の例外事情が存在すると見ることも難しいため、甲は刑事処罰の対象となり、これを提供した乙に関しても刑事処罰の対象になるといえます。

### <事例 2>

区役所で建築物の許認可を担当する公務員の甲は、親しい学校の先輩である建築士の乙から「建築主の丙が進めている建築許可に関して、許可の要件が満たされてないが建築許可が出るように助けてくれ」と頼まれたものの、乙から何らかの金品等の提供を受けとることはなかった。この場合、乙を刑事処罰することができるのか。

従来は、公務員に対し、単に請託のみをする行為に対しては規定等がありませんでした。しかし、不正請託禁止法は、第三者が当事者本人のために公職者等に不正請託をする場合に過料を科するように規定されているため、上記の事件において建築士の乙は、過料の処罰をうけることになります。但し、不正請託禁止法は許認可に係わった不正請託の意味に対し、「認可、許可…等法令(条例、規則を含む)において一定の要件を定めておき、職務関連者から申請を受けて処理する職務に関して法令違反して処理させる行為」と規定しており、建築許可に係わる規制の中には法律のみならず行政機関の内部でのみ効力を及ぼす様々な基準もあり得るため、「許可の要件が満たされていないが建築許可が出るように助けてくれ」ということが、果して、法令に違反して処理してくれ、と要求したものであるかどうかについては、議論となる余地があります。

## 4. 留意すべき事項

第一に、公職者等の範囲が報道人や私立学校の教職員まで含む程度に非常に包括的であり、1回100万ウォンあるいは1年合計300万ウォンを超える金品に対しては、職務関連性や対価関係の有無を問わず、受領者、提供者を全て刑事処罰しているという観点から、企業の官庁業務や広報、マーケティング活動について根本的な見直し及びガイドラインの設定等が必要であると見られます。

第二に、ある要請が不正な(即ち、法令に違反して業務を処理してくれという)請託であるかどうかを判断しにくい場合があり得ます。したがって、個人や企業が正当な権利を確保するために政府機関等を相手に説明や説得を試みることが不正請託行為として誤解を受ける可能性があります。これにより、今後公職者等を相手にした意見の表明を行う際、合理的かつ適法な手続を遵守する等注意しなければならないといえます。

第三に、不正請託禁止法がいわゆる「両罰規定」を設け、企業を刑事処罰又は過料で処分するという点に留意する必要があります。従来、韓国の刑事法体系は、法人の犯罪能力を否定しており、刑法上犯罪に対しては両罰規定を定めておらず、行政関連法律にのみ両罰規定を定めていました。そのため、企業の役職員が業務に関連し公職者に対して賄賂を提供しても、自然人である役職員が刑事処罰されるだけで、企業自体を刑事処罰することはできませんでした。しかし、不正請託禁止法が主要刑事処罰規定に対して両罰規定を定めることで、今後企業の役職員の金品提供行為によって企業自体が刑事処罰を受けることが可能になる、又は不正請託によって過料処分を受けることができるようになりました。なお、企業が刑事処罰を受けることによって二次的に企業の公共機関の入札活動等が制限される可能性が大きくなったことに留意しなければなりません。よって、企業が両罰規定により処罰されるリスクを避けるため、両罰規定上の「違反行為を防止するために相当な注意を傾け監督を行ったことを認めてもらうために」、常日頃からの役職員を対象としたキム・ヨンラン(金英蘭)法に関する教育等、違法行為を防止するための定期的かつ実際的な法令順守教育の必要性がさらに高まったといえます。

上記の内容につきまして、ご質問等がおありの方は、下記の連絡先までご連絡ください。より詳しい内容についてご相談を承ります。


- 崔成真弁護士 (パートナー弁護士) TEL. 02 316 4405 E-Mail. sjinchoi@shinkim.com
- 李鎔成弁護士(パートナー弁護士) TEL. 02 316 4028 E-Mail. ysulee@shinkim.com
- 洪卓均弁護士(パートナー弁護士) TEL. 02 316 4085 E-Mail. tkhong@shinkim.com
- 金潤希弁護士(パートナー弁護士、日本語対応可) TEL. 02 316 4025 E-Mail. yhekim@shinkim.com


法務法人 世宗
SHIN&KIM

The content and opinions expressed within SHIN & KIM's regular newsletter are provided for general informational purposes only and should not be considered as rendering of legal advice for any specific matter.

http://www.shinkim.com